(設置)

第1条 新潟市教育委員会に、「新潟市教科用図書審議委員会」(以下「委員会」という。) を設置する。

(任 務)

第2条 委員会は、教科用図書について調査研究を行なうとともに、教育委員会からの諮問に応じ、答申するものとする。

(組 織)

- 2 委員会内に教科用図書採択の年度に応じて、小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会、 会を組織する。

(役 員)

- 第4条 委員会に次の役員を置く。
  - ① 委員長 1人
  - ② 副委員長 1人
  - ③ 審議会代表 小学校教科用図書審議会,中学校教科用図書審議会,特別支援教育教科用図書審議会,高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会各1人
- 2 委員長は、委員会を招集し会議をつかさどる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 審議会代表は、審議会を招集し会議をつかさどる。
- 5 委員長、副委員長は委員の互選によって決める。
- 6 審議会代表は、委員長が委嘱する。

(研究調査)

- 第5条 委員会に教科用図書の専門的事項を調査研究させるため、調査部を設置し、必要数 の調査員を置く。
- 2 調査員は、小学校、中学校、特別支援学校、高志中等教育学校の校長及び教員の中から

選ぶものとし、委員会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

3 特別支援教育教科用図書調査員については、必要に応じて保護者の代表を加えることができる。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、当該年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第7条 この委員会の庶務に関する事項は、学校支援課において行なう。

附 則

この要綱は平成13年5月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 「新潟市立高志中等教育学校前期課程平成24年度使用教科用図書選定委員会設置要綱」は廃止する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。